

多摩市告示第 号

多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会設置要綱を次のとおり定める。

令和 年 月 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会設置要綱

(設置)

第1条 民生委員・児童委員の候補者の確保に関し必要な事項を検討するため、多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 民生委員・児童委員の人材確保に係る課題の抽出及び整理に関すること。
- (2) 民生委員・児童委員の候補者を確保するための方策の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、民生委員・児童委員の人材確保に関し、多摩市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 多摩市民生委員協議会の第1地区から第4地区までの区域を代表する民生委員・児童委員 各一人
- (2) 企画政策部市民自治推進担当課長
- (3) くらしと文化部コミュニティ・生活課長
- (4) 健康福祉部福祉総務課長
- (5) 健康福祉部生活福祉課長
- (6) 健康福祉部高齢支援課長
- (7) 健康福祉部障害福祉課長

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は健康福祉部福祉総務課長をもって充て、副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 検討会の会議は、会長が主宰する。
- 3 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年9月30日限り、その効力を失う。